

# 宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領

## 第1 趣旨

知事は、「学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部及び農林事務次官依命通知。）」に基づく学校給食への牛乳の供給について、安全で品質の高い牛乳を、年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進するものとし、その供給事業者及び適正な供給価格の決定に当たっては、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 供給事業者となることのできる者の要件

### 1 本事業における供給事業者の要件は、次のとおりとする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項の乳業を行う者（以下「乳業者」という。）

ロ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号により乳業者を組合員とする事業協同組合

ハ 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第223号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、都道府県知事等による立入指導等を前年度の4月1日以降に原則として1回以上受け、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者であること。

(3) 学校給食用牛乳（以下「学乳」という。）の供給に必要な生乳の配乳については、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学乳の供給が可能と見込まれる者であること。

(4) 過去に供給事業者の決定を受けた者であって、決定の取消しを受けたものにあつては、当該取消しを受けた日から2か年以上経過していること。

(5) 県産生乳を学乳に使用することを予定している者。

### 2 1の供給事業者は、知事が牛乳の供給又は県の酪農振興上、特に必要と認める場合には、1の(2)及び(3)の要件を満たす1の(1)のイの乳業者に委託して処理した牛乳を供給できるものとする。

## 第3 区域の設定

学乳供給事業に係る牛乳の供給区域については、別紙のとおりとする。ただし、供給の合理化及び地域の供給価格の格差の縮小が図られるよう、原則として毎年度、区域の適切性を検証し、必要に応じ、区域の見直しを行うものとする。

## 第4 供給計画の作成

### 1 この要領に基づく学乳の飲用を希望する学校開設者は、公益財団法人宮城県学校給食会（以下「学校給食会」という。）の指定する期日までに、所定の様式により供給形態、牛乳需要見込量を学校給食会に報告する。

- 2 学校給食会は、1の報告に基づいて、県における学乳の飲用を予定する学校数、供給形態、牛乳需要見込量（以下「牛乳需要見込量等」という。）を県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。
- 3 教育委員会は、2を取りまとめ、これを当該牛乳需要見込量等に係る年度の前年度の11月末日までに、知事に通知する。
- 4 知事は、毎年度、3により通知を受けた牛乳需要見込量等に基づき、教育委員会と協議の上、学乳の供給計画量を取りまとめるものとする。
- 5 知事は、供給計画を変更する必要がある場合には、教育委員会と協議の上、供給計画を変更するものとする。

#### 第5 学乳の供給が見込まれる乳業者への呼び掛けの範囲及び要件の確認

- 1 知事は、実質的な競争の確保に向け、学乳の供給を希望する乳業者に対し、見積価格を提出するよう幅広く呼び掛けるものとする。
- 2 知事は、次に掲げる事項について見積徴集の前日から起算して10日前までに畜産課ホームページに掲示の上、周知するとともに、第3に規定する区域に供給予定数量を供給できる能力を有し、かつ、学乳の効率的な供給が確保できる乳業者に対して、次に掲げる事項を付して見積徴集の前日から起算して10日前までに書面により呼び掛けるものとする。

- イ 見積徴集に付する事項
- ロ 供給事業者の要件
- ハ 供給条件
- ニ 見積徴集の場所及び日時
- ホ 契約について
- へ 最低価格の見積者以外の者を供給事業者とすることの有無
- ト イからへのほか必要な事項

- 3 学乳の供給を希望する乳業者は、別に定める期日までに別記様式「学校給食用牛乳供給希望申請書」を知事に提出するものとし、知事は、供給希望乳業者が提出した申請書により第2に規定する要件について確認の上、その結果を当該供給希望乳業者に通知するものとする。

#### 第6 供給価格及び供給事業者の決定

- 1 見積価格の徴集方法は、次のとおりとする。

##### (1) 見積価格の徴集

- イ 知事は、第3の区域ごとの供給予定数量、供給指定場所、供給形態及び配送時間等供給に係る条件を定め、第5の2により提示する。
- ロ 第5の3により要件に適合する旨の通知を受けた乳業者は、関係書類を付した見積価格を知事の定める徴集期日の前日までに農政部畜産課へ提出するものとする。

なお、郵送による場合にあっては、見積価格書である旨を明記した上、簡易書留等により農政部畜産課へ送付するものとし、その提出期日は、知事の定める徴集期日の前日までの必着とする。

##### (2) 見積りの対象となる価格

第3の区域ごとに、第5の2の呼びかけで提示した条件に基づき、当該年度を通じて供給した場合の牛乳1本当たりの価格とし、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入する。

(3) 見積価格の開封・比較

知事は、供給価格等の決定を公正に行うため、乳業者に対して中立な立場にある複数の適正運営委員を選定し、見積価格の開封・比較に当たっては、当該適正運営委員の立会いのもとに行うものとする。

(4) 予定価格の設定

知事は、あらかじめ、区域ごとに学乳供給価格の上限としての予定価格を設定するものとし、この価格は非公表とする。

(5) 最低制限価格の設定

知事は、飲用牛乳の不当な廉売を排除し、公正な競争を確保するため、学乳供給価格の下限としての最低制限価格を設定することができるものとし、この価格は非公表とする。

2 供給価格及び供給事業者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 供給価格の決定

知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とする。

なお、最低制限価格を設定した場合にあっては、予定価格以下であり、かつ最低制限価格以上の範囲で、供給価格を決定するものとする。

(2) 供給事業者の決定

イ 知事は、ロ及びハの場合を除き、(1)で決定した供給価格を提示した者を当該区域の供給事業者とするものとする。

ロ 知事は、県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、イの規定に関わらず、前年度における当該区域の供給事業者（以下「前年度供給事業者」という。）が次の要件を全て満たす場合にあっては、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とする。

なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において、2年続けての適用は行わないものとする。

(イ) (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学乳の供給を希望していること。

(ロ) 本県に学乳の製造に係る乳業工場を有すること。

(ハ) 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(ニ) 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

ハ 知事は、供給事業者の変更に伴う区域内の混乱を緩和するため、(2)のロの措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となる場合には、当該年度の供給価格となるべき見積徴集時の最低価格（以下「最

低価格」という。)と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うものとする。その際、当該区域内の学校開設者の全てが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を供給価格とする。

(3) 同一区域に最も低い価格が2以上ある場合の取扱い

見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定するものとする。ただし、それらの見積価格を提出した乳業者において、当該区域の前年度供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とすることとする。

(4) 見積価格の提出がない場合の取扱い

見積価格の提出がない区域が生じた場合、知事は、第2に規定する要件を満たし、かつ、第5の3に規定する学校給食用牛乳供給希望申請書を提出した乳業者に再度呼びかけを行って見積価格を徴集し、(1)、(2)及び(3)と同様の方法により供給事業者等を決定するものとする。

なお、これによっても供給事業者等を決定できない場合は、当該区域内・近隣に所在する乳業者及び当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定するものとする。

(5) 予定価格以下の見積価格の提出がない場合の取扱い

予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の見積価格の提出がなかった場合、知事は、当該区域の見積価格を提出した乳業者に再度呼びかけを行って見積価格を徴集し、(1)、(2)及び(3)と同様の方法で供給事業者等を決定するものとする。

なお、これによっても供給事業者等を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者及び当該区域内・近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定するものとする。

3 知事は、見積価格の比較後、区域ごとに決定した供給事業者に対し、決定した旨、速やかに文書をもって通知するものとする。

## 第7 保護者負担額の算定等

1 知事は、第6の規定により決定した区域ごとの供給価格から、学乳の安定的需要の確保のために国から交付される補助額の見込額を差し引いて区域ごとの供給価格を算定し、これにより得られた区域ごとの供給価格を供給予定数量によって加重平均したものを、保護者負担額とする。

2 第6の2の(2)のハの規定により、前年度供給事業者を当該年度の供給事業者とする区域が発生した場合は、最低価格を用いて1の算定を行うものとし、当該区域の保護者負担額は、1で算定した額に最低価格と供給価格との差を加算した額とする。

## 第8 留意事項

1 供給事業者の決定後における供給に係る条件の変更は、学校等と供給事業者の協議

によるものとし、変更が生じた場合、供給事業者は各学期終了後速やかに知事に変更事項を報告するものとする。ただし、いかなる場合にあっても供給価格を変更することはできない。

- 2 学乳の供給に当たって不測の事態が生じた場合は、学校等にあつては市町村教育委員会等の学校開設者を經由し教育委員会へ、供給事業者にあつては知事へ報告するものとし、知事は教育委員会と協議の上、必要に応じて対策を講じるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年6月14日から施行する。
- 2 第5の2の(2)のロ及び(3)の規定に係る前年度供給事業者について、平成12年度においては、年度内の制度改正の影響を最小限にとどめるため、第3の区域について現に3分2を超える供給を行っている乳業者を区域ごとの前年度供給事業者とする。

附 則

この要領は、平成15年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月22日から施行する。

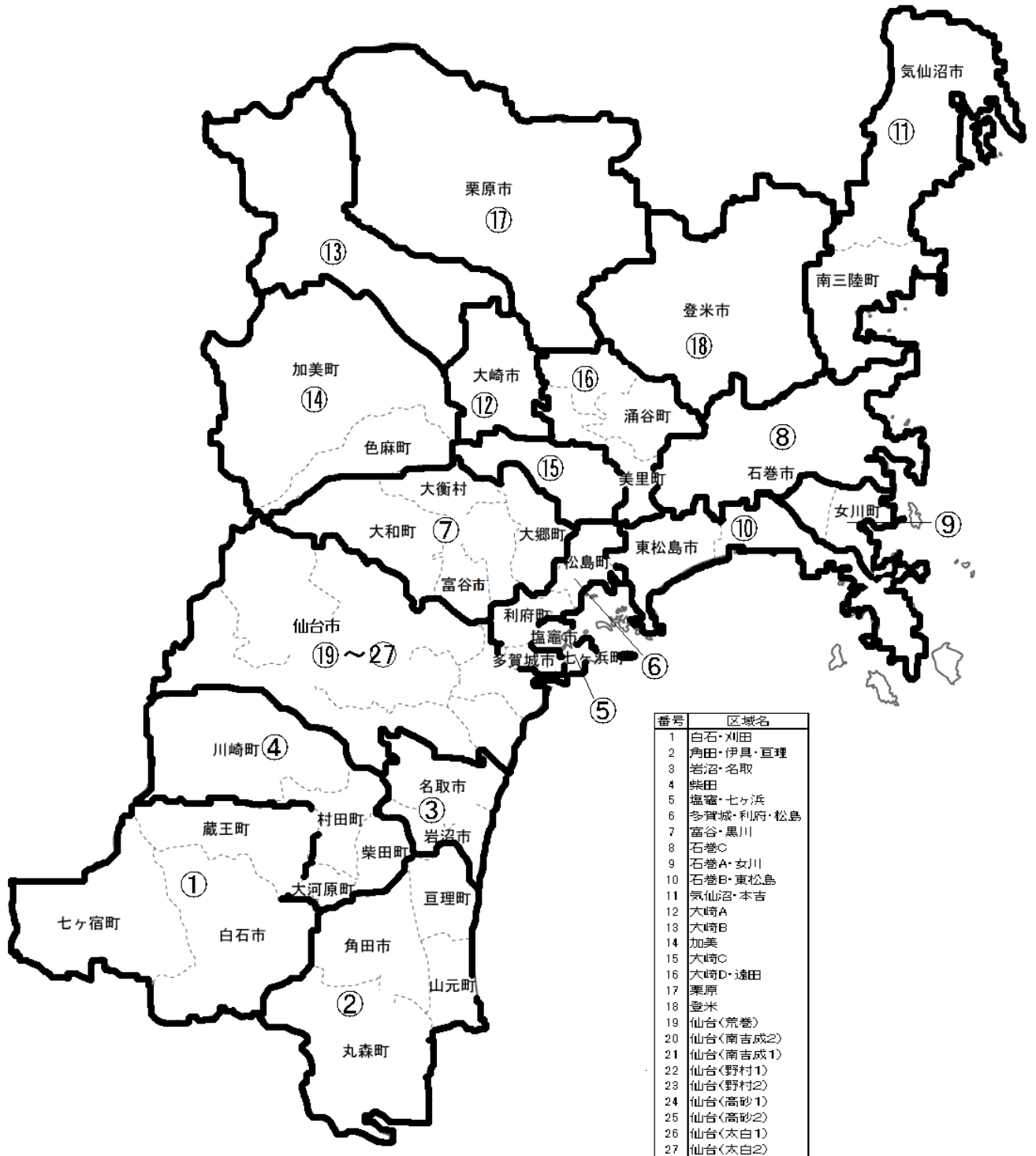
附 則

- 1 この要領は、令和2年12月17日から施行する。ただし、本要領第2の1（2）の規定は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法第13条第1項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工を行う者については、当該承認の有効期間の満了の日までは、改正後の本要領第2の1（2）の要件を満たす事業者とみなす。
- 3 令和3年4月1日から5月31日までの間、改正前の本要領第2の1（2）の要件を満たす事業者であって、改正後の食品衛生法第51条第2項及び第3項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置を令和3年5月31日までに定めた上で、これを遵守していること等について令和4年3月31日までに都道府県知事等による監視を受ける予定の者については、令和4年3月31日までの間、改正後の本要領第2の1（2）の要件を満たす事業者とみなす。

附 則

この要領は、令和7年12月3日から施行する。

# 学校給食用牛乳供給事業区域図



年度学校給食用牛乳供給希望申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

(〒 - )

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

代表者名

印

電話番号 - -

学校給食用牛乳供給事業に係る牛乳の供給について下記区域への供給を希望するので、宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領（以下「決定要領」という。）第5の3の規定により申請します。

記

1 供給事業者の要件について（該当する項目に○印をし、内容を記入してください。）

(1) 乳業者の要件

- イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条第2項に規定する乳業者
- ロ イの乳業者を組合員とする中小企業等組合法第3条第1号に規定する事業協同組合
- ハ 畜産経営の安定に関する法律第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体

(2) 食品衛生法第51条第2項及び第3項に基づく「公衆衛生上必要な措置」の制定状況

- イ あり
- ロ なし

(3) 前年度の4月1日以降に受けた都道府県知事等による立入指導等の状況

- イ あり（立入指導等年月日： 年 月 日）
- ロ なし

(4) 供給事業者の決定を受けた後の決定取消しの有無

- イ なし
- ロ あり（取消し年月日： 年 月 日）

(5) 委託して処理した牛乳の供給を希望する場合

イ 委託処理を希望する理由

[ ]

ロ 委託先乳業者名 \_\_\_\_\_



(裏面)

ハ 委託先乳業者について、食品衛生法第51条第2項及び第3項に基づく「公衆衛生上必要な措置」の制定状況

(イ) あり (ロ) なし

ニ 委託先乳業者について、前年度の4月1日以降に受けた都道府県知事等による立入指導等の状況

(イ) あり (立入指導等年月日： 年 月 日) (ロ) なし

ホ 委託先乳業者について、供給事業者の決定を受けた後の決定取消しの有無

(イ) なし (ロ) あり (取消し年月日： 年 月 日)

2 希望区域 (希望する区域を全て記入してください。)

[ ]

3 決定要領第6の6(2)ロの規定による激減緩和措置の適用時に必要な事項

(1) 学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場の所在地

イ 宮城県内 ロ 宮城県外

(2) 事業者の規模

イ 資本の額又は出資の総額 (イ) 3億円以下 (ロ) 3億円を超える

ロ 従業員数 (イ) 300人以下 (ロ) 300人を超える

## 学校給食用牛乳供給希望申請書（別記様式）の記入上の注意

- 1 様式中「2 希望区域（希望する区域を全て記入してください。）」については、見積価格書の提出（検討中を含む。）を予定している地域を記入してください。  
なお、この欄に記載のない区域については、見積価格書の提出ができなくなりますので、御注意ください。また、学校給食用牛乳供給希望申請書の提出後に検討した結果、供給を希望しないことになった区域については、見積価格書を提出いただかなくても構いません。
- 2 様式中「3 決定要領第6の6（2）ロの規定による激減緩和措置の適用時に必要な事項（2）ロ 従業員数」については、臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた「正社員として雇用されている者」について記入してください。